

フィットネスデイサービス 「オレンジ・FIT」

運 営 規 程

(事業目的)

第1条 医療法人社団 涛々会が開設する、フィットネスデイサービス「オレンジ・FIT」(以下「事業所」という。)が行う通所介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業員」という。)が、要介護状態の利用者に対し、適切な通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、要介護者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または認知症予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の実施にあたって、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

5. 事業の提供の終了の際には、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。

6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。

(事業所の名称および所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フィットネスデイサービス「オレンジ・FIT」
- (2) 所在地 富山県氷見市北大町11番17号

(従業者の職種、員数および職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(常勤)

管理者は、事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行う。管理者は、事業所の従業者および業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員2名(常勤2名 介護職員と兼務 社会福祉主事 社会福祉士)

生活相談員は、利用者および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等の機関と連携し必要な調整を行う。

- (3) 看護職員5名(非常勤5名 機能訓練指導員と兼務 看護師1名 准看護師4名)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

- (4) 介護職員8名(常勤5名 管理者と兼務1名 生活相談員と兼務2名 専従2名 非常勤3名)

介護職員はサービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

- (5) 機能訓練指導員6名(常勤1名 理学療法士 非常勤5名 看護職員と兼務 看護師1名 准看護師4名)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練、助言を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日とする。(平日)
- (2) 営業時間：8時30分から17時30分までとする。
- (3) 休日：土曜日・日曜日・祝祭日
- (4) その他の休日：お盆8月12日～16日 年末年始12月29日～1月3日

(通所介護の利用定員)

第7条 通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1単位目：20名 | サービス提供時間 | 9時00分から12時00分 |
| 2単位目：20名 | サービス提供時間 | 14時00分から17時00分 |

(通所介護の内容)

第8条 通所介護の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 生活相談(相談・援助)
- (4) 機能訓練(筋力トレーニング・有酸素運動 等)
- (5) アクティビティ(介護予防)

(利用料その他の費用の額)

第9条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬告示上の額に負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 利用者が通常の事業の実施地域を越えて、中山間地域等に居住する場合、サービスを提供する際には、所定単位数の5%を加算する。

(2) その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

内 容	詳 細	金 額
活動費	レクリエーションや外出の際必要になる経費	実費
喫茶代	喫茶を提供します。	150円/日
複写物の交付	サービス記録等を希望された時は、お渡しします。	書類関係1枚11円
実費	紙おむつ・紙パンツ 尿取りパッド	150円/枚 30円/枚

4 サービス提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、氷見市（島しょ部を除く）・高岡市（島しょ部を除く）とする。

(利用料の変更等)

第11条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、通所介護の提供を受ける際は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(衛生管理等)

第13条 利用者の使用する施設・設備については、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合は、富山県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 非常に備え消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・防火等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 通所介護の提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した通所介護に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村から質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言にしたがって必要な改善を行うものとする。

3 事業所は提供した通所介護に係わる利用者から苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者および家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者および家族、またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 担当者を管理者とし、前3号に掲げる措置を適切に実施する。
- (5) 第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

2 事業者は介護サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、フィットネスデイサービス「オレンジ・FIT」の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規定は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この規定は、令和3年4月1日より施行する。

付則 この規定は、令和4年9月1日より施行する。

付則 この規定は、令和6年3月25日より施行する。